

板  
紙

13

昭和十年十一月

南洋拓殖株式會社ノ設立ニ關スル件

拓務省殖産局

總 目 次

南洋拓殖株式會社設立趣旨、  
南洋拓殖株式會社設立要綱、  
參考資料、  
一 燐礦採掘事業關係、  
二 南洋羣島アンガウル及フアイヌ燐礦區續狀調、  
三 南洋羣島アンガウル燐礦生產量、拂下數量及收入金額  
四 南洋羣島アンガウル燐礦採掘經營累年表、  
五 アンガウル及フアイヌ燐礦採掘採算(一箇年間收支)、  
六 アンガウル及フアイヌ燐礦區評價、  
七 南洋羣島ニ於ケル燐礦區一覽表、  
八 南洋羣島ニ於ケル燐礦輸入數量及價額、  
九 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定  
十 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定  
十一 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定  
十二 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定  
十三 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定  
十四 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定  
十五 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定  
十六 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定  
十七 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定  
十八 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定  
十九 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定  
二十 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定  
二十一 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定  
二十二 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定  
二十三 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定  
二十四 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定  
二十五 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定  
二十六 南洋羣島ニ於ケル燐礦區推定



最近ニ於ケル世界經濟ノ動向竝ニ本邦ノ國際的地位ニ照シ今後我が  
 國力ヲ南方熱帶ノ地ニ伸長スルノ要アルコト論議ノ餘地ヲ存セズ南  
 洋群島内ノ開發ハ既ニ其ノ緒ニ着キタリトモ尙今後ノ企業經營ニ  
 俟ツベキモノ渺シトセズ殊ニ南洋群島ヲ根據トシ進ンデ外南洋方面  
 ニ於テ水陸兩者ニ跨ル無盡ノ資源ヲ開發スルハ單ニ帝國國運ノ進展  
 ニ資スル所以ナルノミナラズ世界人類ノ福祉増進ニ寄與スル所益シ  
 鮮少ナラザルベシ  
 然レドモ此ノ如キ事業ハ茲ニ當初ニ於テ之ガ實行容易ナラザルノミ  
 ナラズ採算亦必ズシモ有利ナルヲ期シ難キハ從來ニ於ケル邦人ノ同  
 地方ニ於ケル事業不振ナルニ徴スルモ自ラ明ナリ須ク此ノ際特殊ノ

南洋拓殖株式會社設立趣旨

南洋拓殖株式會社設立趣旨  
 南洋群島ノ開發ハ既ニ其ノ緒ニ着キタリトモ尙今後ノ企業經營ニ  
 俟ツベキモノ渺シトセズ殊ニ南洋群島ヲ根據トシ進ンデ外南洋方面  
 ニ於テ水陸兩者ニ跨ル無盡ノ資源ヲ開發スルハ單ニ帝國國運ノ進展  
 ニ資スル所以ナルノミナラズ世界人類ノ福祉増進ニ寄與スル所益シ  
 鮮少ナラザルベシ  
 然レドモ此ノ如キ事業ハ茲ニ當初ニ於テ之ガ實行容易ナラザルノミ  
 ナラズ採算亦必ズシモ有利ナルヲ期シ難キハ從來ニ於ケル邦人ノ同  
 地方ニ於ケル事業不振ナルニ徴スルモ自ラ明ナリ須ク此ノ際特殊ノ

會社ヲ設立シ政府ニ於テ特別ナル保護ト蒙リタル監督トヲ加ヘ邦人  
拓殖事業ノ功成ニ努メシムルト共ニ自ラ之ガ經營ニ當ラシムルヲ必  
要トス仍テ此ノ際南洋拓殖株式會社ヲ設立シ之ヲシテ水産事業、鑛  
鑛探掘事業其ノ他ノ拓殖事業ノ經營竝ニ拓殖資金ノ供給ニ當ラシム  
ルヲ適當ト認ム而シテ之ガ爲ニハ現ニ南洋廳ノ所有ニ屬スル燐礦區  
ヲ出資スルヲ可トスベク右ハ會社ノ成立ヲ容易ナラシムルノミナラ  
ズ其ノ財政的基礎ヲ強化シ且内地資金ヲ誘致スルニ與テ力アルベシ  
尙東洋拓殖株式會社ハ其ノ營業區域南洋全體ニ亙リ統ニ同方面ニ於  
テ巨額ノ投資ヲ爲シ又其ノ關係會社タル南洋興發株式會社ハ南洋群  
島内ニ於テ製糖其ノ他各種事業竝ニ之ニ附帯スル移民事業ニ當レル  
ノミナラズ既ニ外南洋方面ニ於テモ之ガ拓殖ニ着手セルヲ以テ右兩

會社ヲシテ新會社ニ對シ相當額ヲ出資セシムルト共ニ其ノ他ノ南洋  
拓殖事業關係者等ヲ糾合シ相提携シテ南方發展ノ  
シムルヲ適當トス

南洋拓殖株式會社設立要綱

南洋拓殖株式會社設立要綱

甲、會社ノ組織

一、會社ノ設立

勅令ヲ制定シテ南洋拓殖株式會社ヲ設立ス

ニ、資本金

資本金總額二千萬圓トシ之ヲ四十萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ五十圓トス

三、資本構成

(1) 南洋廳ハ其ノ所有ニ係ルアンガウル及フアイス兩燐礦區（評價額合計約一〇一七〇〇〇圓）中千萬圓相當分ヲ現物出資シ殘餘十七萬圓相當分ヲ會社ニ賣却スルモノトス

會社ハ右現物出資額千萬圓ニ對シ額面五十圓全額拂込済ノ株式  
二十萬株ヲ交付ス

(2) 民間出資者トシテ東洋拓殖株式會社、南洋興發株式會社其ノ他  
南洋拓殖事業關係者ヲ考慮スルモノトシ尙株式ノ一部ハ之ヲ公  
募スルモノトス

民間出資千萬圓株式數二十萬株ハ第一回拂込ヲ四分ノ一トシ資  
金ノ必要ニ應ジ漸次拂込ヲ徴收ス

備考

ア、ガウル及ツアイスノ燐礦區ニ付テハ評價委員會ヲ設ケテ  
公正ナル評價ヲ爲サシム

四 本店、支店及出張所

本店ハ之ヲ南洋群島パラオニ置キ支店及出張所ハ事業ノ必要ニ應  
ジ適當ノ地ニ置クモノトス

五 役員

社長一人、副社長一人、理事三人以上、監事二人以上ヲ置ク

社長及副社長ハ政府之ヲ命ズ

理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ選任シ政府ノ認可ヲ受ケシム

監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ選任ス

乙、會社ノ機能

六 事業

本會社ノ營ムベキ事業中主要ナルモノ左ノ如シ

(1) 燐礦採掘事業



本會社ハ南洋廳ノ現物出資ニ係ルアンガウシ及フアイヌ兩燐礦區（埋藏量合計精礦約二百三十萬噸）ヨリ差當リ毎年約十萬噸ノ精礦ヲ生産セムトス

#### (四) 水産事業

本會社ハ立後速ニ南興水産株式會社（資本金總額百二十萬圓内三十萬圓拂込済）ヲ買収シ其ノ業務ヲ繼承スルト共ニ更ニ進ンデ南洋群島及外南洋方面ニ於ケル水産事業ノ積極的發展ヲ圖ラムトス

南興水産株式會社ハ現在主トシテ鱈節ノ製造ヲ爲シノ外製氷、冷凍事業ヲモ併セ營ミ年收入約七十五萬圓、純益約十萬圓ヲ擧ゲツツアル所新會社ニ於テ業務繼承後ハ漸次之等事業ヲ擴張シ

テ鐵詰其ノ他ノ加工品ヲモ生産シ年收入約三百七十五萬圓、純益約五十萬圓ヲ擧ゲムトスル見込ナリ

#### (五) 海運事業

本會社ハ南洋群島ヲ起點トシテニミニア、アマツラ海諸島、セレス、チリ、ル等ヲ連絡スル航路ヲ經營シ邦人南方發展ノ便益増進ニ資スル所アラムトス

即チ初年度ニ於テ約二百噸ノ小型船四隻ヲ建造シ二年度ヨリ之ヲ還航シ爾後輸送量ノ増加ニ伴ヒ漸次大型船ヲ建造還航スル見込ナリ

#### (六) 金融事業

現在南洋群島及外南洋方面ニ於ケル金融機關ハ甚ダ不備ニシテ

拓殖資金供給上遺憾トスル所尠カラザルノミナラズ將來特ニ外  
南洋方面ニ於ケル國力ノ伸長ヲ期スルガ爲ニハ有力ナル金融機  
關ノ存置ヲ必要トスルニ鑑ミ本會社之ガ使命達成ニ當ラムトス  
ルモノナリ

即チ會社設立當初ニ於ケル本業務ハ大ナルヲ期シ繼キテ以テ拂  
込資本金ノ一部ヲ本資金ニ充當シ爾後社業ノ基礎強化ニ伴ヒ社  
業ノ募集ニ依リ資金ヲ吸收シテ本業務ヲ擴張シ第十年度ニ於テ  
ハ總額約三千萬圓ノ投資貸出ヲ行フベキ計畫ナリ

困其ノ他

以上述ブルモノノ外本會社ハ漸次左記各種事業ノ經營ニ着手セ  
ムトス

南洋群島ニ於ケル高嶺貝ノ養殖

南洋群島及外南洋方面ニ於ケル拓殖事業ノ經營竝ニ之ニ伴フ移

民事業

ニ會社ノ特權

(1) 資本増加ニ際シ株金全額ノ拂込ヲ要セザルモノトス

(2) 株主總會ノ決議ヲ要セズシテ拂込資本金額ノ五倍ヲ限り南洋拓

殖債券ヲ發行シ得ルモノトス

丙、會社ニ對スル政府ノ助成及監督

ニ助成

(1) 政府ハ本會社ノ事業ニ對シ適宜助成ノ途ヲ講ズルモノトス

(2) 經營年度ニ於ケル配當シ得ベキ會社ノ利益ガ政府以外ノ者ノ

所有スル株式ノ拂込資本金額ニ對シテ年六分ノ割合ニ達スル迄  
政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セザルモ  
ノトス

四 監督

政府ハ本會社ノ業務ヲ監督ス（第一次監督官廳ヲ南洋廳長官第二  
次監督官廳ヲ拓務大臣トス）

(1) 政府ハ監督官ヲ置キ本會社ノ業務ヲ監視セシム

(2) 政府ハ本會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ  
得

(3) 政府ハ本會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ニシテ法令、法令ニ基キテ  
發スル政府ノ命令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルモノニ付

其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解職スルコトヲ得

(4) 會社ノ業務ニ關スル重要事項ニ付テハ政府ノ認可又ハ許可ヲ  
受ケシム

丁、會社ノ收支

一 收支豫算

添附第一表参照

ニ 事業資金計畫

添附第二表参照



第(一)表 滋賀県林業振興会会務報告書(第一頁)

区別	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度	第五年度	第六年度	第七年度	第八年度	第九年度	第十年度
資本金内訳										
公積金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
繰上資本	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
積立金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
合計	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
資金用途内訳										
固定資産	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
流動資産	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
合計	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
水産事業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
自己資金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
借入金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
合計	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
海運事業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
運搬資金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
其他	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
合計	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000

年 度	一	二	三	四	五	六	七	八
年度	一	二	三	四	五	六	七	八
燃 料 事 業	三六八六二二	"	"	"	"	"	"	"
水 産 業	一九九七六	"	四五五七〇	"	六五五四六	"	八五五二二	"
海 運 事 業	二二四七三	"	"	"	"	"	"	"
合 計	三八八五九八	四一、〇七一	四三六六六五	"	四五六六四一	"	四七六六一七	"

## 一般修却明細書

参 考 資 料

十	九 年 度		
"	"		
"	"	一〇五、四九八	
"	"		
"	"		四九六、五九三

- 一、燃物専業ハ燐礦區ノ可採年限十六年ヲ以テ償却年限トシ積立償却（四％）トス
- 二、水産業ハ平均十五ヶ年積立償却（四％）トス
- 三、海運事業ハ平均十五ヶ年積立償却（四％）トス

- 参考資料目次
- 一、燐礦採掘事業關係
  - 二、水産業關係
  - 三、海運事業關係
  - 四、金融事業關係

第一卷 第一編

第一章 總論	一、	二、	三、	四、
第二章 海運事業	一、	二、	三、	四、
第三章 金融事業	一、	二、	三、	四、
第四章 水産業	一、	二、	三、	四、
第五章 燐礦採掘事業	一、	二、	三、	四、



一、燐礦採掘事業關係

一、燐礦採掘事業關係

- (1) 南洋廳アンガウル及フアイヌ燐礦區礦量調
- (2) 南洋廳アンガウル燐礦生產量、拂下數量及收入金額

累年表

- (3) 南洋廳アンガウル燐礦採掘經營累年表
- (4) アンガウル及フアイヌ燐礦採掘採算（一箇年間收支）
- (5) アンガウル及フアイヌ燐礦區評價
- (6) 南洋群島ニ於ケル燐礦區一覽表
- (7) 本邦ニ於ケル燐礦輸入數量及價額
- (8) 獨乙會社ヨリ買收當時ニ於ケルアンガウル燐礦區  
推定埋藏量及買收價額

(1) 南洋廳アングウル及フアイヌ燐礦區礦量調

昭和十年一月一日現在 推定精礦量	自昭和十年一月一日 至昭和十一年九月三十 日推定採掘精礦量	昭和十一年十月一日 推定殘存精礦量	アングウル	フアイヌ	合計
			噸	噸	噸
一、八〇六、四〇〇	一、四七二、二〇〇	一、六五九、二〇〇	七二七、六〇〇	一	二、五三四、〇〇〇
			噸	噸	噸

備考 燐礦成分

區別	アングウル	フアイヌ
燐	三九 % 一七	三七 % 一六
鐵	一 % 六七	一 % 五九

年 度	大 正 二 年 度	同 二 年 度	同 一 三 年 度	同 一 二 年 度	同 一 四 年 度	同 一 五 年 度	昭 和 二 年 度	同 三 年 度	同 三 年 度	同 四 年 度
精糖生産量	四、五、四、八、七噸	六、三、三、二、五	六、三、八、六、五	七、一、三、四、六	六、二、六、四、三	六、六、三、八、〇	六、四、五、五、〇	六、六、二、〇、〇		
精糖下 数量 噸	二、三、〇、九、八噸	五、九、九、八、七	六、〇、六、五、七	六、五、八、六、四	六、三、九、一、二	六、三、一、二、八	六、三、三、二、六	六、二、四、五、九		
同上單價	一、九、〇、〇	一、七、五、〇	一、八、一、〇	二、〇、〇、五	二、〇、六、五	二、一、一、五	二、一、三、五	二、一、九、五		
收入金額	一、〇、一、九、八、九、七	一、〇、四、九、七、七、二	一、〇、九、七、八、九、一	一、三、二、〇、五、七、三	一、二、九、九、一、三、二	一、三、三、五、一、五、七	一、三、八、六、二、一、三	一、四、一、四、八、七、五		

(2) 南洋羣島の糖生産量、下数量及收入金額累年表

科 目	歳出經常部					歳出臨時部
	南洋	修給	事務費	事業費	諸支出金	
昭和六年度同七年度同八年度同九年度同一〇年度	三二、四八八	二〇、四六二	一、七六九	二九〇、一〇〇	一五七	
	三二、四八八	二一、四三七	一、五一一	二六〇、八三六	二一八	
	三三、五八三	二一、六二四	一、三九一	二九九、八七〇	四四六	
	三三、六五四	二二、二八八	一、二九八	三二九、九六〇	八八〇	
	三三、七三三	二二、七九五	一、五二五	三三五、〇〇〇	五〇〇	
事業費	四七、五三七	四六、七九一	六八、三三九	四七、九二六	四八、〇〇〇	
土木費	三、七三七	四、七九一	八、三三九	七、九二六	八、〇〇〇	
營繕費	三、七三七	四、七九一	八、三三九	七、九二六	八、〇〇〇	

(3) 南洋廳アンガウル縣債権振替費累年表

昭和	五年度	六年度	七年度	八年度	九年度	十年度
五、六八三〇	五、四六八〇	六、一五〇〇	七、〇〇九〇	七、一〇一〇	七、〇〇〇〇	七、〇〇〇〇
三、五五五五	三、九二五一	四、三三三〇	二、一〇三三	一、〇〇八	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二、〇八〇	一、九〇〇	一、八二〇	二、〇〇〇	二、五〇五	二、五〇一	二、五〇一
一、一五三、四六九	一、一二五、七六九	一、二〇五、一七二	一、三〇八、八四〇	一、七七八、七五〇	一、六五七、六五〇	一、六五七、六五〇

參四

精製	各年度採掘	總計	營業費
六圓七九	五四六八〇	三七一、〇二五	一
三圓三六	九一、三〇〇	一、八一四	一
三圓四〇	七、〇〇九	三八、六九二	一
五圓八一	七、一一〇	一、三三二	一
六圓〇二	七〇、〇〇〇	二、五三〇	一
			四七、八三九
			四七、九二六
			四八、〇〇〇

備考 昭和六年度ヨリ同九年度迄ハ決算額、同十年度ハ決算額トス

(4) アンガウル及フアイス燐礦採掘採算（一箇年間收支）

甲、アンガウル燐礦區

精礦賣却收入

精 礦 一〇〇、〇〇〇噸 ③ 二三四 三、三〇〇、〇〇〇圓

採掘精製費

精 礦 一〇〇、〇〇〇噸 ② 六六〇 六六〇、〇〇〇圓

差引利益（銷却ヲ含マズ） ③ 一六四〇 一、六四〇、〇〇〇圓

備考

賣却單價及採掘精製單價ハ孰レモ既往ノ実績ヲ參酌シ推定セリ

昭和十年度 拂下單價 二五圓四一錢

同 採掘精製費單價 六圓〇二錢

乙、フアイス燐礦區

精礦賣却收入

精 礦 五〇〇〇〇噸 ②二〇圓 一、〇〇〇、〇〇〇圓

採掘精製費

精 礦 五〇〇〇〇噸 ③八圓 四〇〇、〇〇〇圓

差引組収益

④一二圓 六〇〇、〇〇〇圓

備考 (イ)本燐礦區採掘ハアングウル燐礦採掘完了後(一六ヶ年後)

ニ於テ開始スルモノトス (ロ)賣却單價ハアングウル燐礦石トノ品質上ノ相違ヲ參酌シ

推定セリ

(ハ)採掘精製單價ハアングウルニ比シ船積ノ不便等ヲ參酌シ

推定セリ

(イ)年採掘精製量ヲ五萬噸トシタルハアングウルニ比シ原産

量僅少ナルニ鑑ミ採掘並ニ船積ニ關シ大規模ノ施設ヲ爲

スコトヲ不利ト認メタルガ爲ナリ

甲、インスワール燐銅區評價

(5) 南洋燐銅インスワール及ファイニ燐銅區評價

(1) 算式  $\text{ボスコルド法式}$

(四) 計算内容

精銅産量  $1,250,000$  噸

精銅年採掘量  $1,000,000$  噸

可採年限  $1.25$  年

一ケ年粗収益  $1,250,000,000$  圓

純益率  $15\%$

償却独立金利率  $5\%$

ボスコルド法式系数  $5.10673$



投資最高限度 八三七五〇〇〇圓  
 運轉資金（六ヶ月分） 三三〇〇〇〇圓  
 出資償額 八〇五五〇〇〇圓

乙、フデイン機械區評價

(1)算式 フスコルド法式

(四)計算内容

精製總量 七二七六〇〇噸  
 精製年採掘量 五〇〇〇〇噸  
 可採年限 一四年  
 一ケ年粗収益 〇二〇圓 六〇〇〇〇〇圓  
 純益率 一五%

償却積立金利率

四%

フスコルド法式系数

四・八八五九四

投資最高限度

二九三、七五〇〇圓

運轉資金（約六ヶ月分）

一〇〇〇〇〇圓

施設費

六〇〇〇〇〇圓

現在何等ノ施設ナキヲ以テ運轉資金ト共ニ右施設費ヲ投資最高限度ヨリ控除スベキモノトス從ツテ

出資償額

二一三、七五〇〇圓

丙、評價額合計

アンガリル燐礦區

八〇五五〇〇〇圓

備考 四ヶ島ニモ相當ノ埋藏量アル見込ニテ目下調査中

島名	推定埋藏精礦量	燐	酸	鐵アルミニ	備考
アンガウル	一、八〇〇、〇〇〇噸	三九	一七	一、六七	官名
ペリリニ	六〇〇、〇〇〇	三五	六〇	一、〇〇	民營事業 シテ許可済
トコベ	一一八、〇〇〇	三〇	一〇	〇、六〇	
フアイス	七二七、六〇〇	三七	一六	一、五九	
ソソル	三〇〇、〇〇〇	二九	九〇	〇、四八	
パンナ	一三〇、〇〇〇	二八	九四	〇、二八	
ピカール	六〇〇、〇〇〇	二五	五四	〇、一八	

(6) 南洋群島ニ於ケル燐礦區一覽表  
(昭和十年一月一日現在)

フアイス燐礦區  
合計  
一、一七、六、五〇〇圓

輸 入 先	昭 和 九 年		昭 和 八 年	
	噸 量	金 額	噸 量	金 額
英領印度	1	1	20,051	61,877
海峽植民地	64,490	2,089,894	1	1
蘭領印度	2	50	1	1
其 他				
アジア諸國	1	1	3,000	60,000
イギリス	9,090	279,314	3,000	90,000
ドイ ツ	1	1	1	4
ロシ ア	2	138	1	1
アメリ カ	192,278	3,999,237	1,443,200	2,718,224
エジプト	22,410	778,098	29,915	59,607

(7) 本邦ニ於ケル燐礦輸入數量及價額

合 計	佛 國	其 他 ア フ リ	其 他	大 洋 洲 諸 國
六九三、八九八	二一、七二九	三一、四一一	一五〇、七九六	
一六六、六七二五二	四九八、二四一	六二四、二六八	四三九、九〇一二	
六九三、五七九		八四五一六	一三三、七七六	
一五三、七四三九二		一、七四七、九九九	四一、七八一〇	

③ 獨乙會社ヨリ買收當時ニ於ケルアソウ  
燐礦區推定埋藏量及買收價額

評價ノ時期 大正十一年三月三十一日

推定埋藏量精礦 一〇八、〇〇〇噸

評價額 一、七三九、九六〇圓

二、水産業關係

二、水産業關係

(1) 南洋ニ於ケル水産業現況

(イ) 南洋群島ニ於ケル水産業概況

(ロ) 外南洋ニ於ケル邦人水産業概況

(2) 南興水産株式会社業務概要

(イ) 創立當初(昭和十年一月)ニ於ケル一箇年間收支豫想

(ロ) 昭和十年九月末日現在財産目錄

(ハ) 昭和十年九月末日現在貸借對照表

(ニ) 第一期(自昭和十年一月至同九月)損益計算書

(3) 南興水産株式会社第一期決算ヨリ推算セル新會社

水産業初年度收支豫想

支應別	業主數	漁夫數	業種	漁船數 但シ 發動機付漁船	昭和九年中 年産額	投資額
サイパン	六四人	五七二人	罾、儲漁業、 釣漁業、地曳 網、雜漁業、 節製造	二七隻	三〇一、七五五 四七三、七六二	七、六〇〇 一〇、〇〇〇
バラオ	紀美水産(合) 南興水産(株) 南洋貿易(株) 南洋眞珠(株) 御木本幸吉 外二四人	五八五人	罾、儲漁業、 雜漁業、眞珠 養殖、節製造	三四	五九三、五五五 七二七、六五五	一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇
トラツタ	三六人	四七六	罾漁業、海鼠 漁業、雜漁業、 節製造	一九	一八二、九五二 二八九、四四三	八、三〇〇 一〇、〇〇〇

(1) 南洋群島ニ於ケル水産業概況

(1) 南洋ニ於ケル水産業現況

昭和十年四月末現在





計	四五五八	機船 一七四 漁船 八〇 潜水船 三	四二一〇,〇〇〇	一〇八六,〇〇〇
---	------	--------------------------	----------	----------

香港	斐利賓	マニラ	馬來半島	スマタラ	シンガ	ニエ	レドニア	ニエ	インド	スマタラ	木曜島
港務漁業公司	二〇組	三	五	一	大昌公司永福 石洋公司其他	一	一	一	一	一	一
三三〇	一六〇	九〇〇	一五	二	〇八〇	七	六三	六三	一〇五七	一〇五七	一〇五七
底曳漁業	灣内漁業	港灣漁業	採取	追込	流網漁船	七貝採取	貝及	貝及	其	採取	採取
ト四一〇	ト四一〇	ト四一〇	ト四一〇	ト四一〇	ト四一〇	ト四一〇	ト四一〇	ト四一〇	ト四一〇	ト四一〇	ト四一〇
五〇〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
五〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二,七四〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇



支出

9、	8、	7、	6、	5、	4、	3、	2、	1、
支拂利息	營業費	製品販賣費	製氷費	製氷費	製造費	原料代	製造費	原料代
一、三、四〇、〇〇	三七、二四八、四〇	二、三、八四六〇	一八、〇六九六〇	九〇、六〇〇〇	五九六〇、五〇〇	一〇三、九六八、〇〇	六四、一九〇、〇〇	一一、七二〇、〇〇
八厘	東京	運賃	燃料	燃料	燃料	原料	燃料	原料
借入金通年一八〇、〇〇〇圓ニ對シ日歩一錢	一、四〇〇八圓四〇	八、五〇〇圓、販賣口錢一、三八七九	六〇圓、其他三七〇〇圓	四、一、二〇圓、其他、七〇〇圓	三、二、四〇圓、人件費(販賣所)	二、三、六〇〇圓、買當り三八錢替	一、三、圓一〇	二、九、四〇〇圓、買當り三八錢替

小計	7、	8、
五、四、七、九、三、九、八〇	製氷收入	雜收入
	三、九、七、八〇、〇〇	三、一、一、三、一、四〇
	年額賣上高四、三、七、四〇〇圓、六、二〇噸内市中賣、二、六〇噸三、四〇〇圓噸當り二、七圓、漁業用三、六〇噸、噸當り一、一圓替三、九六〇圓冷蔵庫收入、八〇〇圓	總額削減收入 六、九〇六圓四〇 總額委託販賣口錢收入八、〇〇〇圓 漁業用物品販賣收入 九、〇〇〇圓 補助金收入 三、七、二、五、〇〇〇圓 利息收入 三、五〇〇圓

六、一、五

取 引 先	未 收 金	假 拂 金	工 事 假 拂 金	諸 前 貸 金	受 託 品	製 品	積 送 品	準 備 品	什 器	漁 船
				漁業、錠節受託前貸金	錠節	錠節、製氷		工場、漁船漁具諸材料及食料品雜貨	金庫、冷蔵庫、電話機、事務用品等	木造發動機船及舢
九三、五九〇	七五三三	一八六三五	二七七四一	二四〇、七六四	三、三〇四	二一七七五四	六四〇三	八〇、四二九	一八、二一四	七、三二五

何昭和十年九月末日現在財産目録

未 拂 金 株 金	土 地	機 械 及 建 物
二四〇〇〇株 三七四、五〇〇錢		工場機械建物事務所倉庫舍宅井戸水 槽工場用水路棧橋其他設備一切
一株ニ付 未拂込 九〇、〇〇〇	四〇、一八〇	二八、五一八〇

小計

四三六、五八五、六〇

差引純益金

一一一、三五四、四二〇

取引先	未收金	假拂金	工事假拂金	諸前貸金	受託品	製品	積送品	準備品	什器	漁船
九三、五九〇	七五三三	一八、六三五	二七、七四一	二四、〇七六	五、五〇〇	二一、七七五	六、四〇五	八、〇四二	一八、二一四	七、一三二

昭和十年九月末日現在貸借対照表  
借方(資産ノ部)

未拂金株金	九〇〇、〇〇〇圓
土地	四〇、一八〇
機械及建物	二八、五一八〇

預ケ金及	七九二一
現金	
合計	三〇一、八九七三

八、一六

(一) 第一期 (自昭和十年一月至同九月) 損益計算書

總益金

五八三、七九三圓

内譯

製品收入

四九五、八六三

漁業收入

五六〇、五三

當期純益金  
合計

五三〇、四一  
二〇一、八九七三

預ケ金及  
現金  
合計

七九二一  
三〇一、八九七三

貸方 (負債ノ部)

一、二〇〇、〇〇〇圓

株金

六三九、六七二

借入金

九五四七

預リ金

四二四二

身許保證

三八二〇三

積立金

四〇〇三

受託先

七、二六六

假受金

未拂金

收入利息及  
雑収入

三一、八七七

總損金

五三、七五二圓

内譯

製造費、製氷  
費及漁業費  
販賣費及  
支拂利息  
營業費  
雜損  
調査費  
諸償却金

三八四〇八一

四六六五五

七三七三二

一、四六〇

二、六三七

二、三一八八

差引純益金

五二、〇四一圓

(3) 南興水産株式会社第一期決算ヨリ推算セル  
新會社水産業初年度收支豫想

收 入

七五〇〇〇〇圓

支 出

六五〇〇〇〇圓

差引純益

一〇〇〇〇〇圓

備考 (1) 南興水産株式会社第一期決算ハ約九箇月分ナルヲ以テ之  
ヲ一箇年分ニ換算セリ

(2) 新會社ハ水産業關係償却費ヲ別ニ計上セルヲ以テ本換算  
ニ於テハ之ヲ除外算出セリ

三、海運事業關係

参一八



三、海運事業關係

(1) 南洋ニ於ケル邦人經營航路

(1) 南洋群島内定期航路

(2) 外南洋定期航路

(2) 新會社ノ海運事業概要

(1) 航路

(2) 寄港地概要

(3) 收支豫想

(3) 南洋群島、外南洋間累年輸出入額

航路名	起	終	寄港地	航海回数	船名	噸數	受命者
東廻線	神	戸	門司、横濱、サイパン、トマツ	一〇	廣瀬丸、六、一〇三		日本郵船株式會社
西廻線	神	戸	門司、横濱、サイパン、マニラ、ソウル、トコバ、マニラ、ワリ、マニラ、ゴロンタロ、大阪	二〇	近江丸、三、三九三		
東西連絡線	神	戸	門司、横濱、パナマ、アンボイ	六	山崎丸、三、四二七		
線	神	戸	門司、横濱、名古屋、八丈島、二見、那智、サイパン、マニラ、大阪	二四	泰安丸、三、一五八		
					山形丸、三、八〇七		

(1) 南洋ニ於ケル邦人經營航路  
 (2) 南洋群島間定期航路  
 (昭和十年度南洋廉令航路)  
 A、内地航路

2

海一





(四) 外南洋定期航路

A、爪哇航路

南洋海運株式会社

起點終點	主要寄港地	航海回数	船名	備考
横濱バタビヤ	往：横濱、神戸、基隆、多マオ、マカオ、スラバヤ、スマラン、(三十二回) 復：バタビヤ、スラバヤ、マカオ、多マオ、スラバヤ、マカオ、基隆、神戸	二回以上	ニオナダ丸 五七八一噸 パナマ丸 五七九九噸	臺灣總督府命 令航路 (合併前) (大阪商船)
横濱バタビヤ	往：横濱、神戸、マカオ、スラバヤ、スマラン、バタビヤ 復：バタビヤ、スラバヤ、マカオ、スラバヤ、スマラン、基隆、神戸	二回以上	ニビルマ丸 四四五八噸 マドラス丸 三八〇二噸	自由航路 (合併前) (大阪商船)

横濱バタビヤ	往：横濱、神戸、マカオ、スラバヤ、スマラン、バタビヤ 復：バタビヤ、スラバヤ、マカオ、スラバヤ、スマラン、基隆、神戸	二回以上	ニビルマ丸 四四五八噸 マドラス丸 三八〇二噸	自由航路 (合併前) (大阪商船)
横濱バレンバン	往：横濱、神戸、マカオ、スラバヤ、スマラン、バレンバン 復：バレンバン、スラバヤ、マカオ、スラバヤ、スマラン、基隆、神戸	二回以上	ニビルマ丸 四四五八噸 マドラス丸 三八〇二噸	自由航路 (合併前) (大阪商船)
横濱バタビヤ	往：横濱、神戸、マカオ、スラバヤ、スマラン、バタビヤ 復：バタビヤ、スラバヤ、マカオ、スラバヤ、スマラン、基隆、神戸	二回以上	ニビルマ丸 四四五八噸 マドラス丸 三八〇二噸	自由航路 (合併前) (大阪商船)
横濱バタビヤ	往：横濱、神戸、マカオ、スラバヤ、スマラン、バタビヤ 復：バタビヤ、スラバヤ、マカオ、スラバヤ、スマラン、基隆、神戸	二回以上	ニビルマ丸 四四五八噸 マドラス丸 三八〇二噸	自由航路 (合併前) (大阪商船)

①、横濱航路（横濱ヨルダン線）  
日本郵船株式会社

横濱ヨルダン線主要寄港地	
長崎、香港、マニラ、ダバオ、月一回	三賀丸
シンガポール、セイロン、アイルランド、ブリスベン、シドニー	七九三五噸
以上	北野丸
年十二回	七九五二噸
往復七十八日	熱田丸
	七九八三噸

②新會社ノ海運事業概要

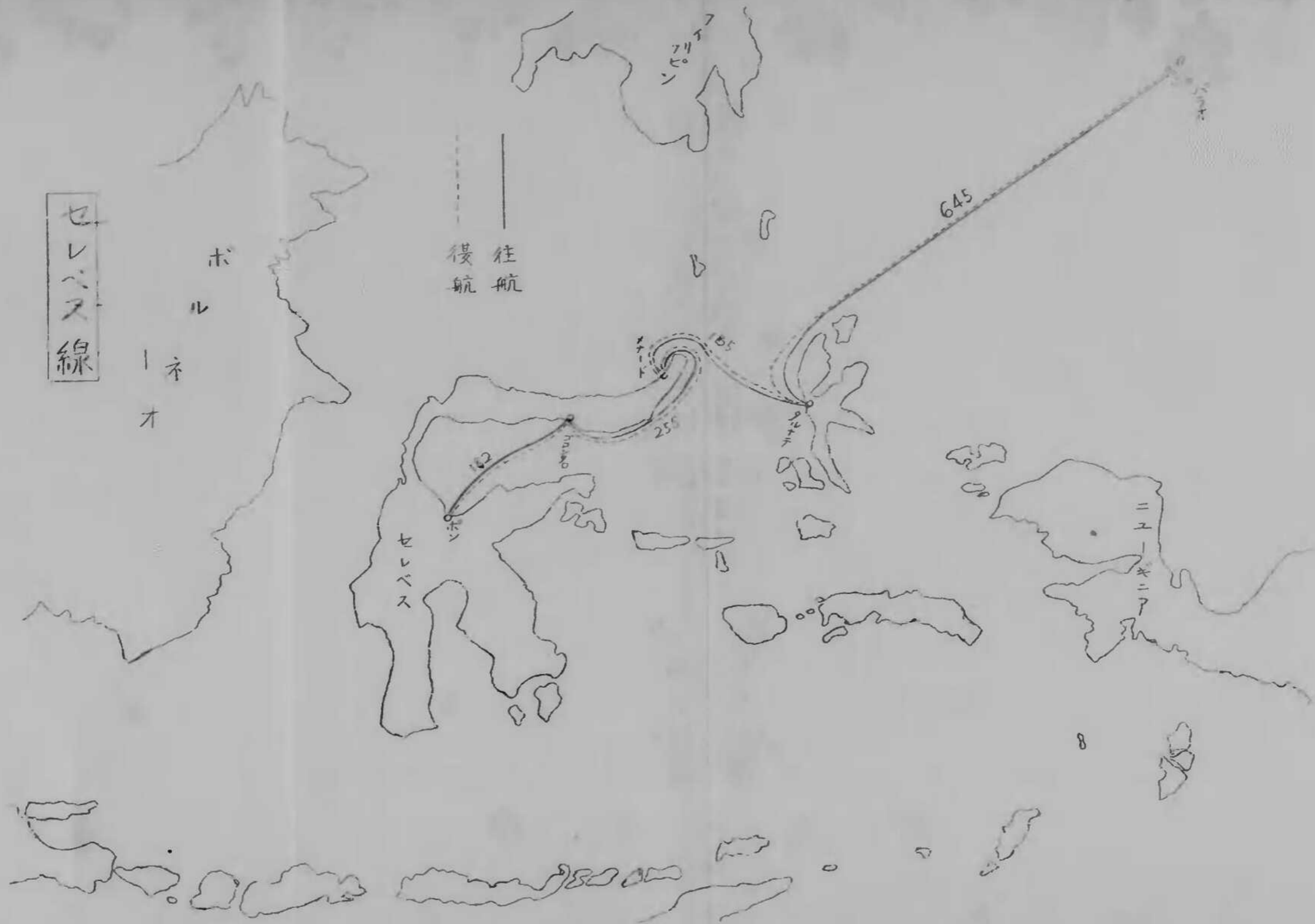
①航路

本會社ハ創立第二年度ヨリ差當リ左記ニ航路ヲ開設シ各航路ニ總噸數二百噸ノ貨客船二隻ヲ就航セシムルモノトス

セレベス線

ニユーニア線

ハラオ	六四五	連	ハラオ	五一〇	連
タルナテ	一八五		マノタワリ	六〇	
マナード	二五五		モミ	六四三	
ゴロンタロ	一八二		アンボイナ	三八〇	
ボソ	一八二		ヂリ	五二〇	
ゴロンタロ	二五五		ボ	六二〇	



セレベス線

ボ  
ル  
ネ  
オ

往航  
復航

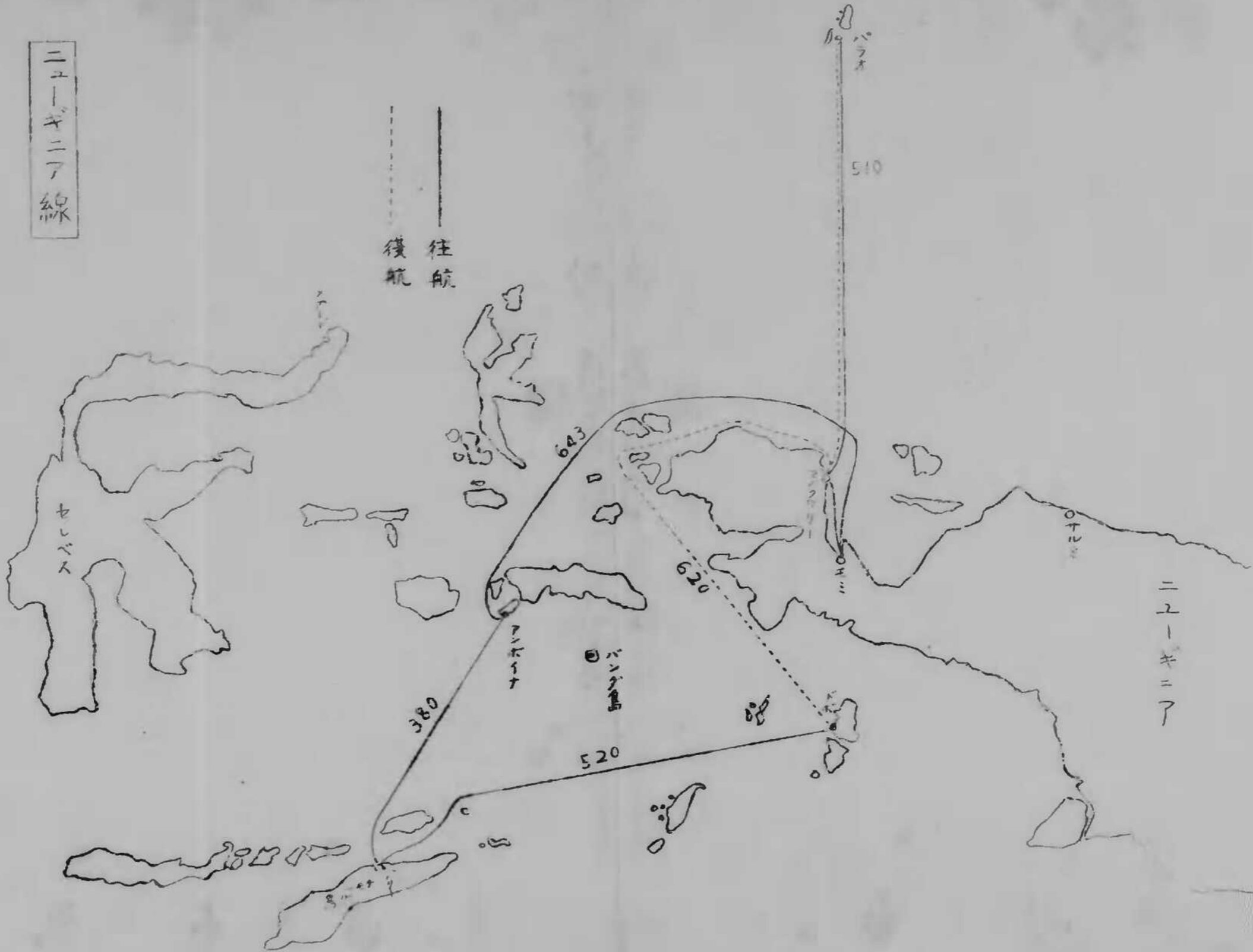
645

セレベス

フィ  
リ  
ピ  
ン

ニ  
ユ  
ギ  
ニ  
ア

ニューギニア線





要 概 地 港 寄 (口)

寄港地	在留邦人数	職 業 別	投 資 額	生 産 物	生 産 額	取 路	邦人以外、在留人	航 路
パラオ 又 パラオ 大庁 管内	六五八人	農 業 一八四 水産業 三五五 工 業 五七〇 商 業 一五八 交通業 六八	農 業 三〇、〇〇〇円 水産業 一〇七、〇〇〇円 工 業 六五、〇〇〇円 商 業 一〇八、〇〇〇円 交通業 一三、〇〇〇円	糖 蔗 木 炭 高 瀨 貝 燐 礦 コ ー ー	八、五〇〇盾 一、三〇〇盾 一、〇〇〇盾 一、九〇〇盾 二、四〇〇盾	内地	土 人 六三〇 外 人 二	日本郵船
タルナ ラ 及 ハルマ ハラ	四〇人	農 業 三〇 商 業 三三 水産業 一 江門投産組合 大府投産会 (漁業)	農 業 一五、〇〇〇盾 水産業 四、〇〇〇円 商 業 一六、〇〇〇盾	糖 粉 (主) 糖 餅	不 詳 五、〇〇〇円	一、カル	歐洲 人 五〇 土 人 一、〇〇 支那人 六〇 了之文人 四〇	K. P. M
メナ ド 及 真 地	二〇〇人	主ト多ク見、農 業、 水産業、 南洋貿易株式會社、 セレス興業株式會社、 メナード水産組合	農 業 三〇、〇〇〇盾 水産業 六五、〇〇〇円 商 業 一三、〇〇〇盾	古々椰子 球 球 糖 餅	六、三〇〇盾 一、四〇〇盾 四、〇〇〇円	新嘉坡 日本	歐洲 人 三〇 土 人 三、〇〇 支那人 六、〇〇 外國人 六、〇〇	日本郵船、 及澳洲航路 南洋海運 K. P. M
ゴロン タロ ホソ	約一〇人	控ト農園従業員 竹中椰子園 内田椰子園	農 業 約 五、〇〇〇盾	古々椰子 水産物 アライヤ コト	約 二、〇〇〇盾 約 一、〇〇〇盾 約 一、〇〇〇盾	一、カル 家用 一、カル	不 詳	K. P. M コンタマ N.Y.K.市定線 下、海原汽船(南印航路) 沿岸航路(邦人海原副)
アタリ 又 モ ミ	九人	會社員 九人 南洋興發合資會社	農 業 約 七、〇〇〇円	糖 花 藤	約 二、〇〇〇盾 一、四〇〇盾 不 詳	日本	歐洲 人 一〇 土 人 五、〇〇 支那人 七〇	K. P. M
アホ イナ	三四人	水産業 二〇人 泉 千代	水産業 五、〇〇〇円	魚 鮪	五、〇〇〇円	一、カル	人口約 一、三〇〇 歐洲人約 七〇 土 人 漁業者 三五〇 支那人 一	K. P. M
テリ (一九三八年度)	邦人 十人			古々椰子 油	地方産物		人口約 七、七五〇 土 人 四、七〇〇 支那人 三、〇〇	K. P. M
ドボ	三〇人	水産業 二七〇人 其 他 雜 貨 三〇人	水産業 一〇、〇〇〇円 商 業 八、〇〇〇盾	糖 餅 (主)	三、〇〇〇円	及	歐洲 人 一五〇 土 人 一、〇〇 支那人 一、〇〇 外國人 六〇	K. P. M

年 度	一 隻 一 航 海 當 積 載 量	セ レ べ ス 線	三 三 一 三 三 三 線	合 計
第 二 年 度	一 〇 〇 噸	四 三、二 四 〇 圓	四 一、五 〇 四 圓	八 四、七 四 四 圓
第 三 年 度	一 一 〇	四 七、五 六 四	四 五、六 五 四	九 三、二 一 八
第 四 年 度	一 二 〇	五 一、八 八 八	四 九、八 〇 五	一 〇 一、六 九 三

(二) 收 入  
A、貨物收入

一 〇 〇、〇 〇 〇 圓

港灣施設其ノ他ノ設備並ニ運轉資金

(一) 事業資金  
船舶建造費 五 〇 〇、〇 〇 〇 圓  
港灣施設其ノ他ノ設備並ニ運轉資金 (一隻分一 〇 〇、〇 〇 〇 圓、四隻分)

(一) 收支豫想

第五年度	第六年度	第七年度	第八年度	第九年度	第一〇年度
一三〇	一四〇	一五〇	一六〇	一七〇	一八〇
五六二一二	六〇五三六	六四八六〇	六九一八四	七三五〇八	七七八三二
五三九五五	五八一〇五	六二二五六	六六四〇六	七〇五五七	七四七〇七
一一〇一六七	一一八六四一	一二七一六	一三五五九〇	一四四〇六五	一五二五三九

備考

イ、貨物一噸一哩當運費

七厘一

(日本郵船南洋航路貨物運賃ノ平均)

ロ、航 程

七 線

二、五三四哩

一箇年航海數

二一線

三、二四三哩

七 線

一二航海

三二線

九航海

三、航路別就航船舶數

各線共

二 隻

B、乗客收入

四隻分

一〇、二〇〇圓

乗客平均五人、運賃一人一日二圓宛、航海二二線三〇日運轉

C、船舶收入推定

年 度	貨物收入	乗客收入	合 計
第二年度	八五〇〇〇圓	一〇〇〇〇〇圓	一八五〇〇〇圓

第十年度	第九年度	第八年度	第七年度	第六年度	第五年度	第四年度	第三年度
一五三、〇〇〇	一四四、〇〇〇	一三六、〇〇〇	一二七、〇〇〇	一一九、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一〇三、〇〇〇	九三、〇〇〇
一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
一六三、〇〇〇	一五四、〇〇〇	一四六、〇〇〇	一三七、〇〇〇	一二九、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一一三、〇〇〇	一〇三、〇〇〇

(三) 支出

支出總計

二四〇、〇〇〇圓

(一隻分六〇、〇〇〇圓、  
四隻分)

一隻分内譯

- イ、燃料費 一ヶ月分、三一八圓 一五八一六圓
- 重油 同 一、〇一八圓 一三、二一六圓
- 機械油 同 三〇〇圓 三、六〇〇圓
- ロ、消耗品費 (燃料費ノ約一割) 一、五八四圓
- ハ、修繕費 一ヶ月 一〇〇圓 一、二〇〇圓
- ニ、船員給料食費 同 一、七六三圓 二、一五六圓
- 船長一名、運轉士一名、機関長一名、船員一二名
- ホ、噸税、港税、港費並ニ水先料 三、四〇〇圓
- ヘ、船體保険料 四、八〇〇圓
- ト、貨物積卸費 六、〇〇〇圓
- チ、代理店手数料 (運賃ノ約一割) 六、〇〇〇圓

仕向地	昭和五年	同六年	同七年	同八年	同九年
米領タム	二六五一四 <small>圓</small>	一、五一八 <small>圓</small>	三七一五八 <small>圓</small>	八四八二五 <small>圓</small>	三八三九八 <small>圓</small>
タバオ	五〇				
マニラ					
葡領					
セレベス	一〇〇				二〇五二
葡領バプア				三三〇一二	一四一七〇
濠洲委任統治領ラバウル	一九六四六			八五二三	八六四八
同ナウル					

A、地域別  
 輸出  
 (3) 南洋群島、外南洋間累年輸出入調

支出合計  
 推定額（一隻一ケ年）

五八、九五六圓  
 六〇、〇〇〇圓

9

仕出地	昭和五年	同 六年	同 七年	同 八年	同 九年
米領グアム	五七九四 <small>一圓</small>	四二九二 <small>圓</small>	六〇五九 <small>九圓</small>	一七九八 <small>九圓</small>	三一、五一 <small>圓</small>
タバオ	一	三八	六六二	六二七	二七
マニラ	一	六六〇	一	一六	一
蘭領					
セレベス	六四三一	三、六四五	八、〇六三	五、五二〇	二、六九八
蘭領バプア	一	一、四六五	五、二〇六	二、六一〇 <small>四圓</small>	四、一五一
南洋委任統治領 ラバウル	一、一三七	三九〇	九六五	一、〇四六	一、四二九
同 ナウル	一	一八	三三	二五	二
英領 ギルバート	二七五四〇	二四、〇六一	二八、八八二	二八、五八四	六、一六八
蘭領印度	四、四一〇	三、八三八	一、五三九	七〇二	一一、二七一
シンガ ポール	一	一	一	一	五〇〇

輸入

備考 總輸出額ハ南洋群島ヨリ諸外國ニ對スル輸出額總計ヲ示ス

總輸出額	合計	英領 ギルバート	蘭領印度	シンガ ポール	蘭領香港
六、三八〇	六、三八〇	一、五〇七〇	一	一	一
九、六七七	九、六一七	八、〇九九	一	一	一
四、八八五 <small>七</small>	四、八八五 <small>七</small>	一、六九九	一	一	一
五、八三、七五 <small>五</small>	一、四一、九九〇	一、六六三〇	一	一	一
九、六三、六八 <small>四</small>	九、六三〇九	一九六二七	一、三四一 <small>四</small>	一	一

亞鉛鍍鐵板	セメント	麻袋	綿織物	綿糸	重油	煉乳	銹鐵詰	ビスケット	醬油	米
一〇、七五〇斤	七七、五二五斤	五四五才	一八〇才	一四一斤	三〇、二五〇立	六四八斤	一五八一九斤	四三、〇五〇斤	一、五一四立	九七二〇斤
八五〇	一、二六八	三、二二五	三、一一一	一三二	二、六二〇	二四三	四七六一	一五七二〇	四〇五	一、一三六圓

B、品目別（昭和九年）  
輸出

品目	数量	金額
----	----	----

備考 總輸入額ハ諸外國ヨリ南洋群島ヘノ輸入額總計ヲ示ス

總輸入額	二五七、四二九	一七八、四七九	三三三、〇四〇	四三九、二五四	三三四、六九六
合計	九七、四六〇	三八、四〇七	一〇五、九四九	二四二、五一八	一四九、七六三

計	コ プ ラ	一、二〇三六〇六	九八、九二八
	其他雜品		二〇、六二三
			一四九、七六三

輸 入

品 目	數	尺	金 額
品 目 (極 羽 樂 鳥 毛)		二〇・八斤	一、〇一圓
グ マ ル	九〇、一〇〇斤		二八、六四七
パ イ ン ツ プ ル 織 物	四・二〇才		五八
自 動 車	三二〇才		四九六

計	其 他	木 製 品	自 轉 車 及 同 部 分 品
		八五四才	三六四才
	六、五一〇	一、六三三	一、六九五
	九六、三〇九		



國、金融事業關係

## 四、金融事業關係

- (1) 南洋ニ於ケル邦人事業概要
  - (イ) 南洋群島ニ本店ノ有スル會社調
  - (ロ) 外南洋ニ於ケル邦人事業概要
  - (ハ) 外南洋ニ對スル東洋拓殖株式會社投資概要
  - (ニ) 外南洋ニ對スル南洋興發株式會社投資概要
- (2) 新會社ノ金融事業概要
  - (イ) 事業資金
  - (ロ) 收支豫想

(1) 南洋ニ於ケル邦人事業概要  
 (1) 南洋群島ニ本店ヲ有スル會社調

A、總括表（昭和十年九月一日現在）

組織別	會社數	公稱資本金 千圓	拂込資本金 千圓
株式會社	一五	二七六九五	一六九一二
合資會社	一二	一、四四七	一、四四七
合名會社	五	八五	八五
計	三二	二九二二七	一八四四四

會社名稱	所在地	店支店又ハ出張所所在地	營業種目	設 年 月 日	立 資 總	本 額	金 込 額	利 配 當 率
南洋貿易株式會社	パ ラ オ	東京大阪ハ ラオヤツブ サイバンド ラツクホナ ベクサイヤ ルト ドブムラ ンブルバ ト	物品販賣、運輸、拓殖明 請負其ノ他 治	三、九二九	5000000 圓	4000000 圓	0.07	
南洋産業株式會社	愛知縣寶飯 郡岡村	ハラオ	拓殖漁業、製材、物品大 販賣	正五、七、七	5000000	1775000	—	
南洋興發株式會社	サイパン		製糖、製酒、拓殖、水 産、製氷、燐礦、澱粉、 ゴム、ル事業	八、一、一八	30000000	10150000	0.09	
海南産業株式會社	サイパン		椰子栽培、牧畜、水産 物品販賣	九、六、二五	30000000	10000000	—	
合資會社	東京	京アンガウル	雜貨販賣	一、一、一	100000	100000	—	
萬富商店	東京	京アンガウル	雜貨販賣	一、一、一	100000	100000	—	

B、會社別（昭和九年十二月末日現在）

相生商事	東	東京ナベ	煙草雜貨販賣、鳥產物、輸移出	一、六	五〇〇〇	五〇〇〇	不詳
合資會社	東	東京ナベ	煙草雜貨販賣、鳥產物、輸移出	一、六	五〇〇〇	五〇〇〇	不詳
南洋物産株式會社	東	東京ナベ	漁業運輸、物品販賣、請負	一、四一一	二五〇〇〇	二五〇〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	コーヒー栽培、雜貨販賣	一、五三二二	一〇〇〇〇〇	一八、七〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	海陸物産ノ採殖、販賣、其ノ他	一、五三二二	五〇〇〇	一、〇〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	食料品、油類、木材及鳥產品、賣買	一、五八一二	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	煙草、酒類、食料品、雜貨販賣	昭和三三、七二八	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	〇〇八
株式會社	大	大阪ナベ	酒類、罐詰類販賣	三、九一三	一〇〇〇	一〇〇〇	〇〇六
合資會社	大	大阪ナベ	食料品、農具、賣藥、雜貨類販賣	五、二一	一五〇〇	一五〇〇	一
合資會社	大	大阪ナベ	自轉車販賣修理	五、二六	一〇〇〇	一〇〇〇	〇一五
合資會社	大	大阪ナベ	清涼飲料、食料品、製造販賣	五、一一、一九	五〇〇	五〇〇	〇一六
株式會社	大	大阪ナベ	製氷及冷蔵事業	六、三、二二	五〇〇〇	五〇〇〇	〇一〇
合名會社	大	大阪ナベ	經營業務製造販賣	六、四三	三、五〇〇	三、五〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	新聞紙發行、圖書出版印刷	六、九一	二、〇〇〇	一、五〇〇	〇一〇
株式會社	大	大阪ナベ	裝飾雜貨、木材ノ賣買	六、一二七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	漁業、加工販賣	七、一、一五	一、五〇〇	一、五〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	土地開拓移殖民水産、製材、製氷事業	七、六二八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	雜物品販賣	七、七一一	一、〇〇〇	六〇〇	〇〇五
合名會社	大	大阪ナベ	酒類、食料品、織物、木炭、コブノ販賣	七、八八	五〇〇	五〇〇	一
合資會社	大	大阪ナベ	經營業務、節製造販賣	七、八二六	一、七〇〇	一、七〇〇	一
合資會社	大	大阪ナベ	パイプ採取加工販賣	七、九一〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	經營業務、雜貨販賣、土木販賣	七、九一五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇〇六
合資會社	大	大阪ナベ	パイプ採取加工販賣	七、九一五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇〇六

相生商事	東	東京ナベ	煙草雜貨販賣、鳥產物、輸移出	一、六	五〇〇〇	五〇〇〇	不詳
合資會社	東	東京ナベ	煙草雜貨販賣、鳥產物、輸移出	一、六	五〇〇〇	五〇〇〇	不詳
南洋物産株式會社	東	東京ナベ	漁業運輸、物品販賣、請負	一、四一一	二五〇〇〇	二五〇〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	コーヒー栽培、雜貨販賣	一、五三二二	一〇〇〇〇〇	一八、七〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	海陸物産ノ採殖、販賣、其ノ他	一、五三二二	五〇〇〇	一、〇〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	食料品、油類、木材及鳥產品、賣買	一、五八一二	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	煙草、酒類、食料品、雜貨販賣	昭和三三、七二八	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	〇〇八
株式會社	大	大阪ナベ	酒類、罐詰類販賣	三、九一三	一〇〇〇	一〇〇〇	〇〇六
合資會社	大	大阪ナベ	食料品、農具、賣藥、雜貨類販賣	五、二一	一五〇〇	一五〇〇	一
合資會社	大	大阪ナベ	自轉車販賣修理	五、二六	一〇〇〇	一〇〇〇	〇一五
合資會社	大	大阪ナベ	清涼飲料、食料品、製造販賣	五、一一、一九	五〇〇	五〇〇	〇一六
株式會社	大	大阪ナベ	製氷及冷蔵事業	六、三、二二	五〇〇〇	五〇〇〇	〇一〇
合名會社	大	大阪ナベ	經營業務製造販賣	六、四三	三、五〇〇	三、五〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	新聞紙發行、圖書出版印刷	六、九一	二、〇〇〇	一、五〇〇	〇一〇
株式會社	大	大阪ナベ	裝飾雜貨、木材ノ賣買	六、一二七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	漁業、加工販賣	七、一、一五	一、五〇〇	一、五〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	土地開拓移殖民水産、製材、製氷事業	七、六二八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	雜物品販賣	七、七一一	一、〇〇〇	六〇〇	〇〇五
合名會社	大	大阪ナベ	酒類、食料品、織物、木炭、コブノ販賣	七、八八	五〇〇	五〇〇	一
合資會社	大	大阪ナベ	經營業務、節製造販賣	七、八二六	一、七〇〇	一、七〇〇	一
合資會社	大	大阪ナベ	パイプ採取加工販賣	七、九一〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一
株式會社	大	大阪ナベ	經營業務、雜貨販賣、土木販賣	七、九一五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇〇六
合資會社	大	大阪ナベ	パイプ採取加工販賣	七、九一五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇〇六

業種	資本	業種	資本	業種	資本	業種	資本	業種	資本	業種	資本	區別									
												大正二年	大正三年	大正四年	昭和一年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000
商社	1000	商社	1000	商社	1000	商社	1000	商社	1000	商社	1000	商社	1000	商社	1000	商社	1000	商社	1000	商社	1000
農林業	1000	農林業	1000	農林業	1000	農林業	1000	農林業	1000	農林業	1000	農林業	1000	農林業	1000	農林業	1000	農林業	1000	農林業	1000
製造業	1000	製造業	1000	製造業	1000	製造業	1000	製造業	1000	製造業	1000	製造業	1000	製造業	1000	製造業	1000	製造業	1000	製造業	1000
商業	1000	商業	1000	商業	1000	商業	1000	商業	1000	商業	1000	商業	1000	商業	1000	商業	1000	商業	1000	商業	1000
金融業	1000	金融業	1000	金融業	1000	金融業	1000	金融業	1000	金融業	1000	金融業	1000	金融業	1000	金融業	1000	金融業	1000	金融業	1000
運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000
運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000
運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000
運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000	運輸業	1000

C、資本金拂込累年表

会社名	資本金	業種	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和一年	大正四年	大正三年	大正二年	大正一年
合名會社	25000	建築材料、雜貨販賣	25000	25000	25000	25000	25000	25000	25000	25000	25000	25000	25000
小針會社	10000	パテ製造、販賣及木材	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000
合資會社	6000	販賣	6000	6000	6000	6000	6000	6000	6000	6000	6000	6000	6000
望月會社	2000	招産、農産物加工販賣	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
南日本興業株式會社	40000	賣藥、金物、洋反物販賣、洋服製造、家具製	40000	40000	40000	40000	40000	40000	40000	40000	40000	40000	40000
合資會社	10000	造販賣	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000
高嶺商店	1000	油、輸送、貯蔵、保管販賣	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
南洋石油株式會社	100000	油、輸送、貯蔵、保管販賣	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
南洋株式會社	100000	油、輸送、貯蔵、保管販賣	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
株式會社	100000	油、輸送、貯蔵、保管販賣	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
合資會社	100000	油、輸送、貯蔵、保管販賣	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
本行	100000	油、輸送、貯蔵、保管販賣	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000



計	水産業	鑛業	木材業	商工業	其他農業	マニラ麻	護謨	投資額	年平均增加額
		昭和九年現在	昭和十年現在	昭和八年現在			昭和九年現在	八二、〇〇〇、〇〇〇 圓	四〇〇、〇〇〇
二〇七、五九〇、〇〇〇	六一、二〇〇、〇〇〇	一六、四五〇、〇〇〇	一〇、四一五、〇〇〇	二〇、〇五五、〇〇〇	四三、五七〇、〇〇〇	二九、九八〇、〇〇〇			七〇〇、〇〇〇
五、四二〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇				

B、投資額増加趨勢

總計	商業	工業	石油	其他	鑛業	水産	木	其ノ他栽培	米	胡椒
計 九六、八七六、八	業 四、五七〇、九	業 七、八	一	二	二		一五		三	一、三
一九三、九〇三、七五九	一九九、三五〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	三、四二八、五一四		一、四三六、五〇〇	八六一、〇〇〇	六一、一五〇、〇〇〇	主トシテ果樹、野菜、ト、	九九、二〇〇	六二、五〇〇
一、七〇七、八一、三二〇、八、九三六、二			鑛區面積 二、四七一、〇〇〇		鑛區面積 一、一〇七、四〇〇		一、一九三、三一七、五	蓄積 二六〇、七〇〇、〇〇〇	五、四二、三、三	五、三二、九、五
英反							石	二、五一、六、八	二、九一、五、六	五〇、八、二
總計上高 一、七三、一〇一、〇〇〇 圓		八、五〇〇、〇〇〇 圓					六〇五、〇〇〇 石		一、五一、八、五、九	八、六、七



以外南洋ニ對スル東洋拓殖株式會社ノ投資概要

(昭和十年九月末現在)

區別	投資額	内
貸付金	五、五八、八一三圓	南洋林業 五〇一、二、三〇〇〇〇 古川拓殖 四〇〇、〇〇〇〇〇 山村次郎 二六五、〇〇〇〇〇 山田土佐太郎 一六〇、〇〇〇〇〇 其ノ他 七六、八〇〇〇〇
直營事業	二、一五九、四三八	シシ、ル、護謨園 一、一五八、一三九 蘭領印度拓殖會社 一、〇〇〇、二九九 (ボルネオ、椰子、護謨栽培)
合計	八、〇七三、五五一	

備考 東拓ノ南洋與發會社ニ對スル投資ハ本表ニハ掲上セズ

以外南洋ニ對スル南洋與發株式會社ノ投資概要

(昭和十年十月末現在)

區別	投資額	備考
ア直營事業 採取事業 船舶事業 棉作事業 其ノ他	七八四、七七七圓 二五一、三二三 二三四、九六五 二九八、四九〇	
貸付金	一九八、八〇三	主トシテ外南洋ニ於ケル邦人ニ對シヨブラ貿易、眞珠貝採取、農園經營資金トシテ貸付
合計	九八三、五八〇	

(四) 收支豫想

A、總括表

年 度	金融金額	利息收入	經 費	差引純益
第一年度	二〇〇〇〇〇円	一七〇〇〇円	七〇〇〇円	一〇〇〇〇円

(1) 事業資金

(2) 新會社ノ金融事業概要

事業開始當初ニ於テハ手元資金トシテ約五十萬圓ヲ保留シ殘餘約二十萬圓ヲ金融  
 事業資金ニ充當シ第三年度ヨリ前債ヲ募集シ漸次資金ノ需要ニ應ジテ本事業ヲ推  
 張シ第十年度ニ於テハ投資並ニ貸付額三千數十萬圓ニ達スルモノト豫定セリ

B、払込資本金分收支予想

年 度	金 融 金 額	利 息 收 入	経 費
第 一 年 度	二〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	七,〇〇〇
第 二 年 度	二〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	七,〇〇〇
第 三 年 度	五〇〇,〇〇〇	四二,五〇〇	一七,五〇〇
第 四 年 度	五〇〇,〇〇〇	四二,五〇〇	一七,五〇〇
第 五 年 度	九〇〇,〇〇〇	七六,五〇〇	三一,五〇〇
第 六 年 度	九〇〇,〇〇〇	七六,五〇〇	三一,五〇〇
第 七 年 度	一,三〇〇,〇〇〇	一一〇,五〇〇	四五,五〇〇
第 八 年 度	一,三〇〇,〇〇〇	一一〇,五〇〇	四五,五〇〇
第 九 年 度	一,七〇〇,〇〇〇	一四四,五〇〇	五九,五〇〇

第 二 年 度	第 三 年 度	第 四 年 度	第 五 年 度	第 六 年 度	第 七 年 度	第 八 年 度	第 九 年 度	第 十 年 度
二〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	五,九〇〇,〇〇〇	一〇,九〇〇,〇〇〇	一六,三〇〇,〇〇〇	二一,三〇〇,〇〇〇	二六,七〇〇,〇〇〇	三一,七〇〇,〇〇〇
一七,〇〇〇	一二七,三〇〇	二五五,〇〇〇	五〇一,三〇〇	九二六,五〇〇	一,三八五,五〇〇	一,八一〇,五〇〇	二,二六九,五〇〇	二,六九四,五〇〇
七,〇〇〇	一〇三,五〇〇	二三〇,〇〇〇	四五六,五〇〇	八五六,五〇〇	一,二四五,五〇〇	一,五九五,五〇〇	一,九五九,五〇〇	二,三〇九,五〇〇
一〇,〇〇〇	二五〇,〇〇	二五〇,〇〇	四五〇,〇〇	七〇〇,〇〇	一四〇,〇〇	二一五,〇〇	三一〇,〇〇	三八五,〇〇

貸付利率  
資金繰費

八分五厘

備考

十年 度	九 年 度	八 年 度	七 年 度	六 年 度	五 年 度	四 年 度	三 年 度
三〇〇〇〇〇〇〇〇	二五〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇〇	六五〇〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇〇〇
二、五五〇〇〇〇〇	二、一二五〇〇〇〇	一、七〇〇〇〇〇〇	一、二七五〇〇〇〇	八五〇〇〇〇〇	四、二五〇〇〇〇〇	二、一三五〇〇〇〇	八五〇〇〇〇〇
二、二五〇〇〇〇〇	一、九〇〇〇〇〇〇	一、五五〇〇〇〇〇	一、二〇〇〇〇〇〇	八二五〇〇〇〇	四、二五〇〇〇〇〇	二、一三五〇〇〇〇	八五〇〇〇〇〇
三〇〇〇〇〇〇〇	二二五〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇〇	七五〇〇〇〇〇	二五〇〇〇〇〇	—	—	—

C、社債分收支豫想

年 度	貸 付 金 額	利 息 收 入	經 費	差 引 純 益
--------	------------------	------------------	--------	------------------

備考  
イ、貸付利率 八分五厘  
ロ、経費 三分五厘

第十年度	一、七〇〇〇〇〇〇	一、四四、五〇〇	五九、五〇〇
------	-----------	----------	--------



南洋拓殖株式會社令（勅令）案

第一章 總 則

第一條 南洋拓殖株式會社ハ南洋群島及外國ニ於ケル拓殖事業ノ經營並ニ拓殖資金ノ供給ヲ目的トスル株式會社トシ其ノ本店ヲ南洋群島パプアニ置ク

第二條 南洋拓殖株式會社ノ資本金ハ二千万圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第三條 南洋拓殖株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民、又ハ帝國法令ニ依リテ設立シタル法人ニシテ其ノ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

南洋拓殖株式會社令（勅令）案  
第一章 總 則  
第一條 南洋拓殖株式會社ハ南洋群島及外國ニ於ケル拓殖事業ノ經營並ニ拓殖資金ノ供給ヲ目的トスル株式會社トシ其ノ本店ヲ南洋群島パプアニ置ク  
第二條 南洋拓殖株式會社ノ資本金ハ二千万圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得  
第三條 南洋拓殖株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民、又ハ帝國法令ニ依リテ設立シタル法人ニシテ其ノ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

第四條 政府ハ南洋廳特別會計ニ屬スル固定財産其ノ他ノ財産ヲ以テ  
出資ノ目的トナスコトヲ得

第五條 南洋拓殖株式會社ノ資本増加ハ株金全額ノ拂込アルコトヲ要  
セズ

第六條 南洋拓殖株式會社ノ定款變更ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出  
席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第七條 南洋拓殖株式會社ノ存立時期ハ設立登記ノ日ヨリ百年トス但  
シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第八條 南洋拓殖株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ支社、支店  
又ハ出張所ヲ置ク

第九條 南洋拓殖株式會社ニ社長一人、理事三人以上、監事二人以上

第二章 役員

ヲ置ク

第十條 社長ハ南洋拓殖株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ經理ス

社長事故アルトキハ理事中一人其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ  
其ノ職務ヲ行フ

理事ハ社長ヲ補助シ南洋拓殖株式會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ南洋拓殖株式會社ノ業務ヲ監査ス

第十一條 社長ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補  
者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ  
其ノ任期ヲ二年トス

第十二條 社長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ  
政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

### 第三章 附 則

第十三條 南洋拓殖株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

- 一 拓殖事業ノ經營
- 二 前號ノ事業經營ノ爲必要ナル移任民ノ募集、配置、輔導及之ニ必要ナル施設
- 三 前二號ノ事業ノ爲必要ナル土地（土地ノ利用ニ關スル權利ヲ含ム）ノ取得、經營及處分並ニ土地改良事業
- 四 拓殖ノ爲必要ナル資金ノ供給

五 前各號ニ附帶スル事業

六 其ノ他拓殖ノ爲必要ナル事業

前項第六號ノ事業ヲ經營シ又ハ外國ニ於テ前項第一號乃至第五號ノ事業ヲ營マムトスルトキハ其ノ事業及地域ニ付種メ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十四條 前條第一項第四號ノ資金供給ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フベシ

- 一 移任民ニ對シ二十五年以内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル移住費ノ貸付
- 二 生産者ニ對シ其ノ生産物ヲ擔保トスル一年以内ノ貸付
- 三 三十年以内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル不



動産、不動産上ノ権利、鐵道、鑛業權、漁業權其ノ他確實ナル物件ヲ擔保トスル貸付

四 特別ノ法令ニ依リ組織シタル産業ニ關スル組合ニ對シ三十年以内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル無擔保貸付

五 農業者又ハ漁業者十人以上上連帶シテ債務ヲ負フ者ニ對シ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル無擔保貸付

六 拓殖事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ノ株券又ハ債券ノ憑券、引受

七 拓殖事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ノ株券又ハ債券ヲ買トスル五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル貸付

前項第二號ノ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ手形割引ノ方法ニ依ルコトヲ得

第十五條 南洋拓殖株式會社ハ定期預リ金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ定期預リ金ハ前條第一項第二號又ハ第七號ノ貸付ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十六條 不動産ヲ擔保トスル貸付金額ハ南洋拓殖株式會社ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以内トス

第十七條 不動産ヲ擔保トスル貸付ニ付テハ第一順位ノ擔保ナルコトヲ要ス但シ舊債アル場合ニ於テ南洋拓殖株式會社ヨリ借入スル新債、ヲ以テ舊債ヲ償還スル效果ニ依リ新債ノ第一順位ノ擔保ト爲ルコトヲ得ベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 貸付金ノ年賦償還ニ付テハ五年以内ノ償還年限ヲ定ムベシ

第十九條 年賦金ハ元金ト利子トヲ併セテ之ヲ計算シ各年ヲ通ジテ一

定平等ノ償還額ヲ定ムベシ但シ据置年限間ノ利子ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 年賦償還ノ方法ヲ以テ借入ヲ爲シタル債務者ハ償還期限前ニ借入金ノ全部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ南洋拓殖株式會社ハ定款ニ於テ定ムル所ノ率ニ依リ相當ノ手数料ヲ要求スルコトヲ得

第二十一條 左ノ場合ニ於テハ償還期限ト雖賃付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

一 債務者ガ貸付ノ目的ニ反シテ貸付金ヲ使用シタルトキ

二 債務者ガ年賦金ノ拂込ヲ遅延シ催告ヲ受クルモ尙ホ拂込ヲ爲サザルトキ

三 擔保タル不動産ノ全部又ハ一部ガ公用ノ爲收用セララルトキ但シ債務者ニ於テ收用保證金ヲ供託シ又ハ相當ノ不動産ヲ以テ増擔保トスルトキハ此ノ限リニ在ラズ

前項第三號ノ場合ニ於テ其ノ收用ガ一部ニ止マルトキハ償還ノ要求モ其ノ割合ニ應ズベキモノトス

第二十二條 擔保物ノ價格減少シ貸付金償還殘額ニ對シ第十六條ノ割合ニ不足ヲ生ジタルトキハ増擔保ヲ要求シ又ハ其ノ不足ニ相當スル貸付金額ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

債務者前項ノ要求ニ應ゼザルトキハ償還期限前ト雖賃付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

第二十三條 營業上ノ餘裕金ハ一時國債證券若ハ政府ノ認可ヲ受ケタ

ル有價証券ヲ買入レ又ハ政府ノ指定シタル銀行ニ預ケ金ヲ爲スノ外  
之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十四條 南洋拓殖株式會社ハ營業上必要アルトキハ借入金ヲ爲ス  
コトヲ得

#### 第四章 南洋拓殖債券

第二十三條 南洋拓殖株式會社ハ拂込資本額ノ五倍ヲ限リ南洋拓殖債  
券ヲ發行スルコトヲ得

南洋拓殖債券ヲ發行スル場合ニ於テハ南洋群島裁判事務取扱令ニ依  
リ依ルコトヲ定メタル商法第百九十九條ノ規定ヲ適用セズ

第二十六條 南洋拓殖債券ヲ發行セムトスル場合ニ於テハ毎回其ノ金

額ノ條件並ニ發行及償還ノ方法ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ

第二十七條 南洋拓殖債券ヲ發行スル場合ニ於テハ數回ニ分チ拂込ヲ  
爲サシムルコトヲ得

第二十八條 南洋拓殖債券ハ全額拂込ノ後ハ無記名式トス但シ隱券者  
又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名式ト爲スコトヲ得

第二十九條 南洋拓殖債券ノ所有者ハ南洋拓殖株式會社ノ財産ニ付他  
ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

第三十條 南洋拓殖株式會社ハ社債償換ノ爲一時第二十五條ノ制限ニ  
拘ラズ南洋拓殖債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發行後一  
月内ニ其ノ社債總額ニ相當スル舊南洋拓殖債券ヲ償還スベシ

第三十一條 南洋拓殖債券ノ據置年限ハ五年以内トシ其ノ償還期限ハ

三十年以内トス

第三十二條 南洋拓殖株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ南洋拓殖債券ノ買入銅却ヲ爲スコトヲ得

第五章 積立金

第三十三條 南洋拓殖株式會社ハ毎營業期ニ積立金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ

第六章 政府ノ監督及補助

二十四條 政府ハ南洋拓殖株式會社ノ業務ヲ監督ス

第三十五條 政府ハ南洋拓殖株式會社監理官ヲ置キ南洋拓殖株式會社ノ業務ヲ監視セシム

南洋拓殖株式會社監理官ハ何時ニテモ事業ノ施設ヲ監査シ會社ノ倉庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

南洋拓殖株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ南洋拓殖株式會社ニ命ジテ營業ニ關スル諸般ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得

南洋拓殖株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ

第三十六條 政府ハ南洋拓殖株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

新六

第三十七條 南洋拓殖株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲法令、定款若ハ

本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル處アルトキハ政

府其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解職スルコトヲ得南洋拓殖株式會社

ノ役員監督官廳ノ命ジタル事項ヲ執行セザルトキ亦同ジ

第三十八條 南洋拓殖株式會社ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利益

金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十九條 南洋拓殖株式會社ノ貸付金ノ利子及割引料ノ最高歩合ハ

每營業年度ノ初ニ於テ政府ノ認可ヲ受クベシ

第四十條 南洋拓殖株式會社ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更

セムトスルトキハ更ニ政府ノ認可ヲ受クベシ

第四十一條 南洋拓殖株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ金

額カ總株式ノ拂込金額ニ對シ年六分ノ割合ニ相當スル金額ニ達セサ

ルトキハ政府持株以外ノ株式ニ付其ノ拂込金額ニ對シ年六分ノ割合

ニ達スル迄利益配當ヲ爲シ尙殘餘アルトキ之ヲ政府持株ニ對スル配

當ニ充ツルコトヲ得

第七條 罰則

第四十二條 南洋拓殖株式會社ニ於テ左ノ事項アルトキハ社長又ハ社

長ノ職務ヲ行ヒ又ハ代理スル理事ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

其ノ罪犯理事ノ過料ニ係ルトキハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同

ジ

一 本令ニ於テ政府ノ認可ヲ受クベキ場合ニ其ノ認可ヲ受ケザルト

キ

- 二 第十三條ノ規定ニ依ラス業務ヲ営ミタルトキ
- 三 第十四條、第十六條乃至第十九條ノ規定ニ違反シ資金ヲ供給シタルトキ
- 四 第十五條第二項ノ規定ニ違反シ預リ金ヲ使用シタルトキ
- 五 第二十三條ノ規定ニ違反シ營業上ノ除給金ヲ使用シタルトキ
- 六 第二十五條ノ規定ニ違反シ南洋拓殖債券ヲ發行シタルトキ但シ第三十條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 七 第三十條ノ規定ニ違反シ南洋拓殖債券ノ償還ヲ爲ササルトキ
- 八 第三十三條又ハ第四十一條ノ規定ニ違反シ利益金ヲ處分シタルトキ

- 九 第三十六條ノ規定ニ基キ發シタル命令ニ違反シタルトキ
- 第四十三條 南洋拓殖株式會社ノ社長又ハ理事第十二條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第四十四條 前二條ニ規定セル過料ニ付テハ南洋群島裁判事務取扱令ニ依リ依ルコトヲ定メタル非訟事件手続法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

附 則

- 第四十五條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第四十六條 政府ハ設立委員ヲ命シ南洋拓殖株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム
- 第四十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第四十八條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ金銭以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ付シテ割當ツヘキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スヘシ

第四十九條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ以テ提出シ兩作有價株式會社設立ノ認可ヲ申請スヘシ

第五十條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遑帶ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムヘシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遑帶ナク創立總會ヲ招集スヘシ

第五十一條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ兩作有價株式會社社長ニ引渡スヘシ

第五十二條 第一期ノ理事及監事ハ株主總會ノ選舉ニ依ラス政府之ヲ

命ス其ノ他ノ條中ニ付テハ第十一條ノ例ニ依ル但シ第十一條ノ任期ノ満期ノ定時株主總會ノ選留任スルコトヲ得

南洋拓殖株式會社定款案



南洋拓殖株式會社定款

南洋拓殖株式會社定款 案

第一章 總 則

第一條 本會社ハ昭和十一年勅令第 號南洋拓殖株式會社令ニ依リ設立シ南洋

拓殖株式會社ト稱ス

第二條 本會社ハ南洋群島及外國ニ於ケル拓殖事業ノ經營並ニ拓殖資金ノ供給ヲ目的トス

第三條 本會社ハ本店ヲ南洋群島パラオニ置ク

本會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ支社、支店又ハ出張所ヲ置クコトアルベシ

第四條 本會社ノ資本金ハ二千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトアルベシ

ルベシ

第五條 本會社ノ資本金増加ハ株金全額ノ拂込アルコトヲ要セズ

定八

第六條 本會社ノ存立時期ハ設立登記ノ日ヨリ百年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトアルベシ

第七條 本會社ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスルトキハ更ニ政府ノ認可ヲ受クベキモノトス

第八條 本會社ノ公告ハ官報並ニ本店所在地ニ於テ所轄裁判所ガ公告ヲ掲載スル新聞紙ヲ以テス但シ支店又ハ支店所在地ニ於テ公告ヲ要スルトキハ社長ノ指定スル新聞紙ヲ以テス

## 第二章 株式

第九條 本會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リテ設立シタル法人ニシテ其ノ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

本會社ノ株主ニシテ前項ノ資格ヲ喪失シタルトキハ過半數ナク其ノ旨ヲ合社ニ通知シ且三月 内ニ其ノ所有スル株式ヲ他ニ譲渡スルコトヲ要ス若シ其ノ株式ヲ譲渡セザルトキハ本會社ニ株式ヲ提出セシメ會社ハ之ヲ買取ス買取ニ依リテ得タル金額ハ買取費用ヲ控除シ其ノ殘額ヲ交付ス此ノ場合ニ於テハ各該事務停止期間中ト雖モ名義ノ書換ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ株主其ノ株式ヲ譲渡セズ又ハ株式ヲ會社ニ提出セザルトキハ會社ハ該株式ヲ無効トシテ之ヲ公告シ別ニ新株式ヲ發行シ之ニ依リ前項ニ定メタル手續ヲ履行ス

第十條 本會社ハ政府ガ左ニ掲グル南洋廳特別會計ニ屬スル燃燐區其ノ他ノ財産ヲ出資スルコトヲ承認シ其財産債額金壹千萬圓ニ對シ全額拂込ノ株式二十萬株ヲ與

フルモノトス

第十一條 本會前ノ株式ハ四十萬株トシ一株ノ金額ヲ五十圓トス

第十二條 本會前ノ株主ノ責任ハ其ノ株式ノ金額ヲ以テ限度トス

第十三條 本會前ノ株券ハ一株券、十株券、五十株券、百株券、千株券及一萬株券ノ六種トス

第十四條 本會前ノ株券ニハ前名、登記年月日、資本金總額、一株ノ金額、拂込ノ金額及番號ヲ記載シ社長之ニ記名捺印スルモノトス

第十五條 株金拂込ハ一株ニ付第一回ヲ金十二圓五十錢トシ第二回以後ハ事業ノ必要ニ應ジ社長其ノ拂込金額及期限ヲ定メ少クトモ三十日前ニ各株主ニ之ガ通知ヲ發スベシ

第十六條 株主拂込ノ期日ニ株金ノ拂込ヲ爲ササルトキハ其ノ拂込ムベキ金額ニ對シ金百圓ニ付一日四錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ徵收ス

第十七條 第一回株金拂込期日後十五日ヲ經テ其ノ拂込ヲ爲ササルトキハ十五日以

内ニ拂込ムベキ旨ノ催告ヲ爲シ期限ニ至リ仍拂込ヲ爲ササルトキハ本會前ノ株主タルノ權利ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ權利ヲ失ヒタルトキハ先ニ拂込ミタル證據金ハ之ヲ還付セズ

第十八條 第二回以後株金拂込期日後十五日ヲ經テ拂込ヲ爲ササルトキハ十五日以內ニ其ノ拂込ヲ爲スベキ旨及其ノ期限内ニ之ヲ爲サザルトキハ株主ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ株主ガ其ノ權利ヲ失ヒタルトキハ本會前ノ株式ノ各譲渡人ニ對シ十五日以內ニ拂込ヲ爲スベキ旨ノ催告ヲ發シ最先ニ滯納金額ノ拂込ヲ爲シタル譲渡人株式ヲ取得スルモノトス

譲渡人ニカテ拂込ヲ爲サザルトキハ本會社ノ株式ヲ競賣ニ附シ其ノ金額ガ清納金額ニ滿タザルトキハ從前ノ株主ヲシテ其ノ不足額ヲ辨濟セシムルモノトス若シ從前ノ株主カ十四日以内ニ之ヲ辨濟セザルトキハ本會社ハ譲渡人ニ對シ其ノ辨濟ヲ請求スルモノトス

第十九條 前條ニ定メタル譲渡人ノ責任ハ譲渡ヲ株主名簿ニ記載シタル後二年ヲ經過シタルトキハ消滅スルモノトス

第二十條 會社其ノ他公私ノ法人ガ本會社ノ株式ヲ所有スルトキハ其ノ代表者ヲ定メ本會社ノ株主名簿ニ之ヲ記載ヲ受クベシ

株式ガ數人ノ共有ニ屬スルトキハ共有者ハ株主ノ權利ヲ行フベキ者一名ヲ定ムルコトヲ要ス

共有者ハ連帶シテ株金拂込ノ義務ヲ負フモノトス

第二十一條 主又ハ其ノ法定代理人ハ株式取得ノ時其ノ氏名、住所及印鑑ヲ本會

社ニ届出ツベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

帝國内ニ住所又ハ居所ヲ有セザル株主ハ帝國内ニ假住所又ハ代理人ヲ定メ本會社ニ届ケ置クベシ其變更アリタルトキ亦同ジ

第二十二條 株式ノ譲渡ニ依リ株券ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ本會社所定ノ書式ニ依ル當事者連署ノ書面ニ株券及本會社ニ於テ必要ト認ムル證據書券ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出スベシ

改氏名、相繼其ノ他ノ事由ニ依リテ株券ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ前項ニ準ジテ本會社ニ書面ヲ提出スベシ

株式ノ譲渡ハ譲受人ノ氏名住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載スルニ非サレバ本會社ニ對シテ其ノ效力ナキモノトス

定3、

第二十三條 株券ノ種類ノ變更又ハ汚損若ハ毀損シタル株券ノ引換ヲ爲サントスル株主ハ株券引換請求書ニ株券ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出スベシ

株券ヲ亡失シタル株主ハ其ノ事由ヲ詳記シタル書面ヲ作成シ本會社ニ於テ適當ト認ムル保薦人二名ノ連署ヲ以テ本會社ニ新株券交付ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ本會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ直ニ其ノ旨ヲ公告シ其ノ公告ノ日ヨリ三十日ヲ經ルモ異議ヲ申立ヅル者ナキトキニ限り新株券ヲ交付スル

モノトス

第二十四條 株券ノ名義書換ノ手数料ハ株券一通ニ付金二十錢トシ株券ノ引換其ノ

他新株券ノ交付ノ手数料ハ新株券一通ニ付金五十錢トス

第二十五條 本會社ハ定時株主總會前三十日ヲ 超エザル期間株式ノ譲渡ニ因ル株

券ノ名義書換ヲ停止スベシ

前項ノ場合ヲ除クノ外ハ必要ト認ムルトキハ一定ノ期間公告ノ上株券ノ名義書換ヲ停止スルコトアルベシ

第三章 株主總會

第二十六條 定時株主總會ハ毎年二月、臨時株主總會ハ社長又ハ監事ノ必要ト認ム

ルトキ及株券數ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ總會ノ目的及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ノ招集ヲ請求シタルトキ社長之ヲ招集スベシ但シ株主ガ總會ノ招集ヲ請求シタル場合ニ於テハ社長ハ十四日以内ニ招集ノ手續ヲ爲スコトヲ

要ス

第二十七條 總會ノ議事ハ務メ通知シタル事項ノ外ニ涉ルコトヲ得ズ

第二十八條 總會ノ日時及場所ハ社長之ヲ定メ少クトモ十四日前ニ株主ニ之ガ通知

ヲ發スベシ

第二十九條 總會ノ議長ノ職務ハ社長之ヲ行フ但シ社長缺員ノトキ又ハ事故アルト

定5、

キハ理事中一人其ノ職務ヲ行フ

第三十條 各株主ノ議決權ハ其ノ所有株數一株ニ付一箇トス

第三十一條 株主ハ其ノ議決權ノ行使ヲ他ノ出席株主ニ委任スルコトヲ得但シ其ノ

委任狀ハ本會社ニ差出スベシ

第三十二條 總會ノ議長ハ株主トシテ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ妨ゲズ

第三十三條 總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス但シ定

款ノ變更ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

前項ノ場合ニ於テ可同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十四條 總會議事ノ要領ハ總會決議録ニ記載シ議長ハ總會ニ出席シタル役員ト

共ニ記名捺印スベシ

第三十五條 總會ノ議長ハ會議ヲ延期シ會場ヲ變更スルコトヲ得但シ延期會議ノ議

事ハ前會議ニ於テ議了セザリシ事項ノ外ニ涉ルコトヲ得ズ

#### 第四章 役員

第三十六條 本會社ニ社長一人、理事三人以上、監事二人以上ヲ置ク

第三十七條 社長ハ會社ヲ代表シ其職務ヲ總理ス

社長事故アルトキハ理事中一人其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ社長ヲ補助シ會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ會社ノ業務ヲ監査ス

第三十八條 社長ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府

其ノ内ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年

トス

定6、

第三十九條 社長及理事ノ報酬及手當ノ額ハ政府ノ定ムル所ニ依ル

監事ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

第四十條 理事ハ其ノ在任中所有ノ株式五十株ヲ監事ニ預ケ置クベシ但シ此ノ株式ハ  
退任スルモ株主總會ニ於テ其ノ在任中取扱ヒタル事務ノ承認アリタル後ニ非ザレバ  
之ヲ還付セズ

第四十一條 社長缺員ノトキハ政府其ノ後任者ヲ命ジ前任者ノ殘任期間其職ニ就カシ  
ム

第四十二條 理事中缺員ヲ生ジ補缺ノ必要アルトキハ臨時株主總會ヲ開キ五十株以上  
ヲ所有スル株主中ヨリ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ其ノ後任者ヲ命ジ前任  
者ノ殘任期間其ノ職ニ就カシム  
理事ニ増員ヲ要スルトキハ前項ヲ準用ス但シ其ノ任期ハ此ノ限ニアラズ

第四十三條 監事中缺員ヲ生ジ補缺ノ必要アルトキハ臨時株主總會ヲ開キ三十株以上  
ヲ所有スル株主中ヨリ其ノ後任者ヲ選任シ前任者期間其ノ職ニ就カシム

第四十四條 社長及理事ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ職務及ハ商業ニ從事ス  
ルコトヲ得ザルモノトス

第四十五條 社長ハ定款及株主總會ノ決議録ヲ本店、支社及支店ニ備ヘ置キ且株主名  
簿及社債原簿ヲ本店ニ備ヘ置クベシ

第四十六條 社長ハ定時總會ノ會日ヨリ七日前ニ左ノ書類ヲ監事ニ提出スルコトヲ要  
ス

一 財産目録

二 貸借對照表

三 事業報告書

四 損益計算書

五 準備金及利益金ノ配當ニ關スル議案

第四十七條 社長ハ定時株主總會ノ會日前ニ前條ニ掲ゲタル書類及監事ノ報告書ヲ本店ニ備フルコトヲ要ス

第四十八條 社長ハ第四十六條ニ掲ゲタル書類ヲ定時株主總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

社長ハ前項ノ承認ヲ得タル後貸借對照表ヲ公告スルコトヲ要ス

第四十九條 監事ハ社長カ株主總會ニ提出セムトスル書類ヲ調査シ株主總會ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

第五十條 監事ハ何時ニテモ社長ニ對シテ營業ノ報告ヲ求メ及ハ會社ノ業務及會社財産ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得ルモノトス

第五章 營業

第五十一條 本會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一 拓殖事業ノ經營

二 前條ノ事業經營ノ爲必要ナル移住民ノ募集、配當、輔導及之ニ必要ナル施設

三 前二條ノ事業ノ爲必要ナル土地（土地ノ利用ニ關スル權利ヲ含ム）ノ取得、經營及處分並ニ土地改良事業

四 拓殖ノ爲必要ナル資金ノ供給

五 前各條ニ附帶スル事業

六 其ノ他拓殖ノ爲必要ナル事業ノ經營

前項第六條ノ事業ヲ經營シ又ハ外國ニ於テ前項第一號乃至第五號ノ事業ヲ營ムトスルトキハ其ノ事業及地域ニ付豫メ政府ノ認可ヲ受クルモノトス

定 7



第五十二條 前條第一項第四號ノ資金ノ供給ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フモノトス

一 移任氏ニ對シ二十五年以内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル  
移任費ノ貸付

二 生産者ニ對シ其ノ生産物ヲ擔保トスル一年以内ノ貸付

三 三十年以内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル不動産、不動産  
上ノ權利、鐵道、鐵業權、漁業權其ノ他確實ナル物件ヲ擔保トスル貸付

四 特別ノ法令ニ依リ組織シタル産業ニ關スル組合ニ對シ三十年以内ノ年賦償還  
又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル無擔保貸付

五 農業者又ハ漁業者十人以上連帶シテ債務ヲ負フ者ニ對シ五年以内ノ定期償還  
ノ方法ニ依ル無擔保貸付

六 殖産事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ノ株券又ハ債券ノ應募、引受

七 各種事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ノ株券又ハ債券ヲ買トスル五年以内ノ

定期償還ノ方法ニ依ル貸付

前項第二號ノ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ手形割引ノ方法ニ依ルコトヲ得

第五十三條 本會社ハ定期預り金ヲナスコトヲ得

前項ノ定期預り金ハ前條第一項第二號又ハ第七號ノ貸付ニ充ツル場合ヲ除クノ外之  
ヲ使用スルコトヲ得ザルモノトス

第五十四條 不動産ヲ擔保トスル貸付金ハ本會社ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以  
内トス

第五十五條 不動産ヲ擔保トスル貸付ハ第一順位ノ擔保ニ限ルモノトス但シ舊債アル  
場合ニ於テ本會社ヨリ借入スル新債ヲ以テ舊債ヲ償還スル效果ニ依リ新債ノ第一順  
位ノ擔保ト爲ルコトヲ得ベキトキハ此ノ限ニ在ラス

第五十六條 貸付金ノ年賦償還ニ付テハ五年以内ノ据置年限ヲ定ムルモノトス

第五十七條 年賦金ハ元金ト利子トヲ併セテ之ヲ計算シ各年ヲ通ジテ一定平等ノ償還

額ヲ定ムルモノトス但シ据置年限間ノ利子ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五十八條 年賦償還ノ方法ヲ以テ借入ヲ爲シタル債務者ハ償還期限前ニ借入金ノ全

部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ本會社ハ償還金額ノ百分ノ二以内ニ於テ本會社ノ定ムル手数料

ヲ徴收スルモノトス

第五十九條 本會社ハ左ノ場合ニ於テハ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ要求スル

コトヲ得

一 債務者ガ貸付ノ目的ニ反シテ貸付金ヲ使用シタルトキ

二 債務者カ年賦金ノ拂込ヲ遅延シ催告ヲ受クルモ尙拂込ヲ爲サザルトキ

三 債務者ノ不慮ノ全部又ハ一部ガ公用ノ爲收用セララルトキ但シ債務者ニ於

テ收用補償金ヲ供託シ及ハ相當ノ不慮ヲ以テ増擔保トスルトキハ此ノ限ニ

在ラズ

前項第三條ノ場合ニ於テ其ノ收用カ一部ニ止マル時ハ其ノ場合ニ應ジテ償還ノ額ヲ

定ムルモノトス

第六十條 擔保物ノ價格減少シ貸付金償還殘額ニ對シ第五十四條ノ場合ニ不足ヲ生ジ

タルトキハ増擔保ヲ要求シ及ハ其ノ不足ニ相當スル貸付金額ノ償還ヲ要求スルコト

ヲ得

債務者前項ノ要求ニ應ゼザルトキハ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコ

トヲ得

第六十一條 本會社ノ貸付金ノ利子及索引料ノ最高歩合ハ毎營業年度ノ初ニ於テ政府

ノ認可ヲ受クルモノトス

第六十二條 營業上ノ餘裕金ハ一時國債證券若ハ政府ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ買入レ及ハ政府若ハ政府ノ指定シタル銀行ニ預ケ金ヲ爲スノ外之ヲ使用スルコトヲ得サルモノトス

第六十三條 本會社ハ營業上必要アルトキハ借入金ヲナスコトヲ得

#### 第六章 南洋拓殖債券

第六十四條 本會社ハ拂込資本額ノ五倍ヲ限リ南洋拓殖債券ヲ發行スルコトヲ得

南洋拓殖債券ヲ發行スル場合ニ於テハ株主總會ノ決議ヲ要セザルモノトス

第六十五條 南洋拓殖債券ヲ發行セムトスル場合ニ於テハ毎回其ノ金額、條件並ニ發行及償還ノ方法ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベキモノトス

第六十六條 南洋拓殖債券ヲ發行スル場合ニ於テハ數回ニ分チ拂込ヲ要スルモノトス

#### ヲ得

第六十七條 南洋拓殖債券ハ全額拂込ノ後ハ無記名利札附トス佐シ應募者及ハ所有者ノ請求ニ因リ記名式ト爲スコトアルベシ

第六十八條 南洋拓殖債券ノ所有者ハ本會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

第六十九條 本會社ハ社債借入ノ爲一時第六十四條ノ制限ニ拘ラス南洋拓殖債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發行後一月内ニ其ノ社債總額ニ相當スル書附南洋拓殖債券ヲ償還スベキモノトス

第七十條 南洋拓殖債券ノ償還年限ハ五年以内トシ其ノ償還期限ハ三十年以内トス

第七十一條 本會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ南洋拓殖債券ノ買入銷却ヲ爲スコトアルベシ

第七十二條 南洋拓殖債券所有者債券若ハ利札ヲ毀損亡失シタルトキハ新債券若ハ新

利札ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但シ本會社ハ債券所有者ノ負擔ニ於テ公示催告ノ手  
續ヲ爲シ無効ノ宣告アリタル後ニ非ザレバ之ヲ交付セス尙記名債券ニ付テハ第二十  
三條ノ規定ヲ準用ス

第七十三條 債券ノ名義轉換ノ手数料ハ債券一通ニ付金二十錢トシ新債券若ハ新利札  
ノ交付又ハ債券引換ノ手数料ハ新債券一通ニ付金五十錢トス

### 第七章 監理官

第七十四條 南洋拓殖株式會社監理官ハ會社ノ業務ヲ監視シ何時ニテモ事業ノ施設ヲ  
監査シ會社ノ金庫、帳簿及證券ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得ルモノトス

南洋拓殖株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ會社ニ命ジテ營業ニ關ス  
ル證券ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得ルモノトス

南洋拓殖株式會社監理官ハ株主總會其ノ他證券ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコ

トヲ得ルモノトス但シ該決ノ弊ニ加ハルコトヲ得ス

### 第八章 計 算

第七十五條 本會社ノ營業年度ハ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日迄トス

第七十六條 本會社ハ各營業年度總益金ヨリ證券費、役員退却及諸損失金ヲ控除シタ  
ル餘額ヲ以テ純益金ト定ム

第七十七條 本會社ノ利益金ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ處分スルモノトス

- 一、純益金ノ百分ノ八以上 缺損補填積立金
- 二、純益金ノ百分ノ二以上 配當平如積立金
- 三、純益金ノ百分ノ十以下 役員賞與金及交際費
- 四、利益金ノ内ヨリ前三款ノ金額ヲ引去リタル殘額

株主配當金又ハ翌年度繰越金

前項ノ利益金ハ毎營業期ノ純益金、前期繰越金及積立金戻入金トス  
第一項第一號及第二號以外ノ積立金ヲ爲サムトスルトキハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定  
ムルモノトス

第七十八條 毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ金額ガ株式会社ノ積込金額ニ對シ年六分  
ノ割合ニ相當スル金額ニ達セザルトキハ政府持株以外ノ株式ニ付其ノ積込金額ニ對  
シ年六分ノ割合ニ達スル迄利益配當ヲ爲シ尙殘餘アルトキハ之ヲ政府持株ニ對スル  
配當ニ充ツルコトヲ得

第七十九條 本會社ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス  
第八十條 利益金ハ二月一日現在ノ株主名簿ニ依リ株主ニ之ヲ拂渡スモノトス

新ニ持込ミタル株金額ニ對シテハ理ニ持込ヲ了シタル翌月ヨリ起算シテ利益金配當  
額ヲ算出スルモノトス配當金ノ拂渡期日並ニ場所ハ社長之ヲ定メ株主ニ通知スベシ

株主配當金ハ其ノ支拂開始ノ日ヨリ起算シ五年以内ニ支拂ノ請求ナキトキハ之ヲ本  
會社ノ所得トス

附則

第八十一條 本會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用ハ金十萬圓ヲ限度トス  
前項金額中政府ノ立替ニ依ルモノハ政府ニ之ヲ返却スルモノトス